

瑞総第156号
令和4年9月20日

個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野 光二

このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	市役所庁舎における防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて
諮問の趣旨及び理由	<p>瑞浪市役所の庁舎に設置する防犯カメラは、各建物の出入口に設置していますが、本庁舎については、6箇所ある出入口のうち、正面玄関及び夜間通用口のみを設置となっています。また、本庁舎西側には来客用駐車場が95台分、東側には44台分の公用車駐車場がありますが、24時間開放しているにもかかわらず、庁舎敷地内を監視するカメラの設置はありません。</p> <p>このため、市役所敷地内における犯罪の抑止及び適切な施設管理を目的とし、敷地内を監視する防犯カメラを設置したいと考えています。</p> <p>防犯カメラは、本庁舎東側に2台（本庁舎東側出入口方向と公用自動車駐車場方向）、保健センター北側に1台（本庁舎西側来客用駐車場方向）の設置とし、録画に必要な機材（液晶モニター、デジタルレコーダー）は当直室内にて管理します。撮影されたデータはデジタルレコーダーに約2週間保存され、それを超過した場合は上書きされます。</p> <p>保存したデータは、庁舎内で事件・事故等が発生したときの証拠として使用し、その他の目的で映像データを使用することはありません。</p> <p>以上、瑞浪市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定により、瑞浪市役所庁舎における防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて、個人情報保護審査会のご意見をいただきたく諮問いたします。</p>
担当課等	総務部総務課管財係 主査 松下和秀（電話内線324）
備考	

添付書類 防犯カメラ配置図

【瑞浪市庁舎全体図】

